

後期高齢者医療制度の保険料

後期高齢者医療制度の保険料

保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。納付方法は、年金受給額などによって異なりますのでご注意ください。

③10月の年金から天引きされる方
平成24年10月1日から平成25年4月1日までの間に八街市に転入された方や75歳になられた方(②の方は除く)などは、7月から9月までは納付書で納付していただき、10月の年金から天引きを開始させていただきます。

①4月の年金から天引きされている方
すでに仮徴収(4月・6月・8月の年金からの天引き)されている方は、決定した保険料から仮徴収を差し引いた残額を、10月から2月に支給される年金から天引きさせていただきます。

※複数の年金を受給している方は、国民年金(老齢基礎年金)を優先し、1つの年金から天引きしますので、優先順位が2番目以降の年金が基準額以上であっても保険料が天引きされない場合があります。

②年金から天引きされない方
年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料を合わせた額が年金額の1/2を超える方は、口座振替や納付書により納付していただきます。納期数は、国民健康保険税や介護保険料と同じ8回(7月から翌年の2月まで)となります。

④10月の年金から天引きされる方
平成24年10月1日から平成25年4月1日までの間に八街市に転入された方や75歳になられた方(②の方は除く)などは、7月から9月までは納付書で納付していただき、10月の年金から天引きを開始させていただきます。

①後期高齢者医療制度加入者と世帯主の合計所得が
軽減基準以下の世帯は均等割が軽減されます。②後期高齢者医療制度に加入する直前、「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減されます。

③所得割を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。(年金収入で153万円以上211万円以下の方)
市県民税非課税世帯で後期高齢者医療制度に加入されている方が高額な外来診療を受けたとき、同じ医療機関で同じ月の窓口での支払いが一定の金額に抑えられるとともに、入院した場合は、病院窓口で支払う入院時の医療費負担額と食事代が軽減される認定証交付申請を受け付けています。なお平成25年7月31日までの有効期限の認定証をお持ちの方で、更新時においても該当する方には、認定証を郵送しますので申請する必要はありません。※自己負担限度額は、世帯の所得状況により異なります。

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を
市県民税非課税世帯で後期高齢者医療制度に加入されている方が高額な外来診療を受けたとき、同じ医療機関で同じ月の窓口での支払いが一定の金額に抑えられるとともに、入院した場合は、病院窓口で支払う入院時の医療費負担額と食事代が軽減される認定証交付申請を受け付けています。なお平成25年7月31日までの有効期限の認定証をお持ちの方で、更新時においても該当する方には、認定証を郵送しますので申請する必要はありません。※自己負担限度額は、世帯の所得状況により異なります。

③10月の年金から天引きされる方
平成24年10月1日から平成25年4月1日までの間に八街市に転入された方や75歳になられた方(②の方は除く)などは、7月から9月までは納付書で納付していただき、10月の年金から天引きを開始させていただきます。

後期高齢者医療制度保険料均等割軽減措置

軽減率	軽減額	判定基準 (世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計金額)
9割	33,660円	被保険者の全員が年金収入で80万円以下の世帯 (その他の所得がない)
8.5割	31,790円	所得額が33万円以下の世帯
5割	18,700円	所得額が33万円+世帯主を除く被保険者数×24万5千円以下の世帯
2割	7,480円	所得額が33万円+被保険者数×35万円以下の世帯

後期高齢者医療被保険者証が8月から新しくなります。後期高齢者医療制度に加入されている方には、新しい被保険者証を7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。が、届かない場合は国保年金課までご連絡ください。新しい被保険者証(牡丹色)は、有効期限が平成26年7月31日までとなります。詳しくは、市役所国保年金課 ☎443-1139 へ。

交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、交通事故で死亡またはケガをして入院・通院をしたときに見舞金をおくり、市民がお互いを助け合う共済制度です。対象となる事故は、自動車やオートバイなどによる交通事故のうち人身事故のみで、自動車安全運転センターから、交通事故証明書が発行された事故です。

死亡 150万円
ケガ 250万円
身障見舞金 50万円
交通遺児見舞金 50万円
遺児一人につき10万円
共済掛金 年間一人 700円
共済期間 9月1日～翌年8月31日
受付場所 市役所防災課
受付時間 午後1時～5時
出張受付日程
○7月11日(木)
午前9時～10時
大谷流コミュニティ

サマージャンボ宝くじ2000万サマーを発売

サマージャンボ宝くじおよび2000万サマーは、市町村の振興を目的とした宝くじで、その収益金は、協会を通じて各市町村に直接分配され、幅広い事業に活用されます。

死亡 150万円
ケガ 250万円
身障見舞金 50万円
交通遺児見舞金 50万円
遺児一人につき10万円
共済掛金 年間一人 700円
共済期間 9月1日～翌年8月31日
受付場所 市役所防災課
受付時間 午後1時～5時
出張受付日程
○7月11日(木)
午前9時～10時
大谷流コミュニティ

全国の宝くじ売場(通信販売での購入も可)
発売期間 7月10日～8月2日
抽選日 8月13日(火)
詳しくは、千葉県市町村振興協会 ☎311-4162 へ。